

医療機関名称	開設者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
国民健康保険 宇城市民病院	宇城市	医 療 機 関 名 称		平成 17 年 1 月 15 日
		国民健康保険松橋町立病院	国民健康保険宇城市民病院	
国民健康保険 宇城市民病院	宇城市	開 設 者		平成 17 年 1 月 15 日
		松橋町	宇城市	
国民健康保険 宇城市民病院	宇城市	所 在 地		平成 17 年 1 月 15 日
		下益城郡松橋町豊福 505 番地	宇城市松橋町豊福 505 番地	

**熊本県告示第 298 号**

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成 17 年 3 月 29 日 午前 10 時から	熊本県農業研究センター (菊池郡合志町栄 3801)

**熊本県告示第 299 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	二見 田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字水尻  471 番 4 地先から  同 所  字中浦  1210 番 6 地先まで	前	1.2 ～ 29.0	778.8	緊道整
			後	1.2 ～ 29.0	778.8	
				8.2 ～ 59.6	815.4	
"	越小場 湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字唐津山 535 番 地先から 同 所 同 字 521 番 1 地先まで	前	5.6 ～ 11.8	116.0	単道改
			後	8.9 ～ 17.2	116.0	
"	球磨 田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字本迫 556 番 2 地先から 字除下 832 番 地先まで	前	4.7 ～ 10.0	345.5	"
			後	8.9		

			後	～ 24.0	346.0	
--	--	--	---	-----------	-------	--

2 区域変更する期日 平成17年3月16日

**熊本県告示第300号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年3月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	日 田 鹿 本 線	山鹿市菊鹿町矢谷字上威 43は1林小班地内から 同 所 同 字 43は1林小班地内まで	前	8.2 ～ 31.0	130.7	緊道整
			後	30.9 ～ 89.5	130.7	
一般 県道	玉 名 植 木 線	鹿本郡植木町円台寺字菱形 574番20地先から 同 所 同 字 574番29地先まで	前	8.0 ～ 22.5	119.0	単防災
			後	8.0 ～ 27.0	119.0	
”	北 里 宮 原 線	阿蘇郡小国町大字北里字柳迫 402番2地先から 同 所 字隠勢 381番1地先まで	前	5.0 ～ 21.0	864.6	単道改
			後	5.0 ～ 21.0	864.6	
				10.8 ～ 63.2	204.0	

2 区域変更する期日 平成17年3月16日

**熊本県告示第301号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年3月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	389号	天草郡天草町大字下田北字角橋 同所	前	9.0 ～ 39.0	395.0	地域連携 推進改築
			後	14.0 ～ 89.0		
一般 県道	三本松 甲佐線	上益城郡甲佐町大字安平字村下 同所 同字	前	28.0 ～ 33.8	23.8	廃道処分
			後	20.4 ～ 24.0		

2 区域変更する期日 平成17年3月16日

**熊本県告示第302号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年3月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	牛深市二浦町亀浦字女房河内 同所 同字 4309番2地先から 4312番1地先まで	58.0	単道改

2 供用開始する期日 平成17年3月16日

**熊本県告示第303号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年3月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯前人吉自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字才和田 同所 2268番1地先から 字牛島 3690番2地先まで	647.9	自転車道路整備

2 供用開始する期日 平成17年3月31日

**熊本県告示第304号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年3月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一

般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市小倉字天神ノ上 950 番 1 地先から 同 所 同 字 961 番 1 地先まで	91.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 17 年 4 月 10 日

熊本県告示第 305 号

平成 17 年 3 月 22 日から菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置することに伴い、七城町の公平委員会の事務の委託を平成 17 年 3 月 21 日限り廃止する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 306 号

平成 17 年 3 月 22 日から菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置することに伴い、旭志村の公平委員会の事務の委託を平成 17 年 3 月 21 日限り廃止する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 307 号

平成 17 年 3 月 22 日から菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置することに伴い、泗水町の公平委員会の事務の委託を平成 17 年 3 月 21 日限り廃止する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告

熊本県公告第 187 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ダイソー熊本八代店  
熊本県八代市海士江町字下毛 2927 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社大創産業  
広島県広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号 代表取締役 矢野 博丈
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社大創産業  
広島県広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号 代表取締役 矢野 博丈
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 17 年 10 月 19 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,702 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
127 台